

《調査と資料》

大阪織物問屋村西商店史料

林 玲子

近世・近代日本の内国市場において織維製品の占める比重は大きく、またその流通のあり方は産業資本の成立・発展、貨幣経済の進展とも密接な関係を持つ。近世における大坂・京都・江戸のいわゆる三都を頂点とした商品流通網は、織維製品の場合きわめて典型的に現れる。この全国的な商品流通網の重要な環ともいすべき三都の問屋層のうち、京都・江戸の旧来の問屋については、これまでかなりの史料が紹介・分析され、筆者もその一端に加わり得た。また、旧来の問屋層が衰退期に入る近世後期・幕末期に新興問屋として成長し、明治期の織維製品問屋となつていった層の分析も、江戸問屋について手を染めることができた(「天保期における新興江戸問屋——近江店丁吟を中心として——」北島正元編『幕藩制国家解体過程の研究』、「国内市場成立期の集散地問屋——織物問屋丁吟を中心として——」安藤良雄教授還暦記念『日本資本主義——展開と論理』)。

これに対し、大阪における織維問屋の経営分析はまだ数少ないようと思われる。もっとも、川上雅「大坂木綿問屋布安の経営史料」(『近世史研究』第42号~45号)や、宮本又次「小大丸白井家の歴史と経営」(『上方の研究』第一巻)など、参考とすべき史料・文献もあり、かねてから大阪を中心とする織維製品の流通における問屋の地位に明らかにする試みを行なつてみたいと思っていた。この度、滋賀大学経済学部付属史料館所蔵文書中の村西家文書に接し、江戸に進出した丁吟と対照的に、関西地区の行商からさらに大阪に出店をおくに至った織物問屋のあり方に興味を惹かれ、分析中途ではあるが史料の一部紹介を行なうこととしたものである。

村西家は江州愛知郡安孫子村(現滋賀県愛知郡秦荘町安孫子)に本家を持つ。当主は代々茂左衛門を称している。村西家文書のなかでもっとも古い年次のものは安政年間であり、それ以前については現在のところ不明である。安政2年(1855)に始まる「諸色仕入帳」では、江州から布、尾州から結城織を仕入れ、明治期に入ると河内・大和の商人からも仕入れるようになっ

ている。幕末期には行商による販売で、遠く中国地方にまで足を伸ばしていたことが次の文書でもわかる。

〈史料1〉

乍恐以書付奉御訴訟候

井伊掃部頭領分

江州愛知郡南安孫子村

願人 茂左衛門

当御領分安芸郡奥海田村

一三拾三両式分式朱

相手 保太郎

永廿五文七分五厘 元利メ高

同郡船越村

一九両 永三拾五文 元利メ高

竹野屋篤助

右茂左衛門より奉願上候、御当所江布持下り商ひ仕、右相手保太郎江布壳渡シ代金并資金等返済方約定相違仕、猶又篤助儀者取込金勘弁を以貸金ニ対談仕候處、是又埒方違約被致候ニ付、右両様共一昨已年領主役場江願出御添翰申請、御当所江罷出右両人江及懸合候處、下方ニ而済方被及頼談候ニ付、同年八月限速ニ可被及埒方旨則別紙之通証文相改引取猶予仕有候處、無其儀等閑ニ相成候ニ付、遠路之儀故書中を以催促ニ及び候得共、兎角手延之儀断状被差越、甚以難渋迷惑仕候ニ付、不得止事再領主役場江願出御添翰申請、不顧恐奉御歎願候間、何卒 御直書を以保太郎篤助両人共々召出、御指札之上証文面之通り速ニ埒方被仰付被下置候ハヽ難有仕合可奉存候、依之別紙証文写式通相添、乍恐以書付御願奉申上候、以上

江州愛知郡安孫子村

願人 茂左衛門

庄屋代

芸州様郡方

御役所

これに先立つ安政4年の文書によると、芸州安芸郡船越村の竹野屋篤助方を定宿とし、預け金をしていたこと、布を売捌いた相手の保太郎からは、安政2年3

第1表 村西商店尾州織物仕入・販売高（明治4年8月～明治6年）

仕入年月	売年月	米茂仕入	近榮仕入	仕入造用	懸取造用	利足	その他	先残り物	計	売上	残り物	計	差引
明治4年8月	同年9月	566		12	4	30		389	1,002	1,122		1,122	119
同年11月	同年12月	724		12	3	25	53		818	880		880	61
	計	1,290		25	7	55	53	389	1,821	2,002		2,002	181
明治5年2月	同年3月	1,098		11	5	50			1,164	1,267		1,267	102
同年5月	同年6月	1,571		15	8	85			1,680	1,816		1,816	136
同年10月	同年11月	1,246		11	5	55			1,317	1,287	117	1,405	87
同年12月	明治6年1,2月	1,628	8	25	8	92		124	1,886	1,881	107	1,988	101
	計	5,543	8	63	26	282		124	6,048	6,252	224	6,476	427
明治6年4月	同年4,5月	1,400		19	5	61		107	1,593	1,466	226	1,693	100
同年5～8月	同年9月	2,213		33	4	106		335	2,692	2,067	760	2,828	135
同年10月	同年11月	613		21	5	82	1	760	1,483	1,638	34	1,673	190
同年12月	明治7年1月	1,222		39		38		31	1,331	1,207	169	1,376	45
	計	5,448		113	14	288	1	1,233	7,100	6,380	1,190	7,571	470

注：円未満切捨。ただし、計は切捨前のものを集計して得た数字である。以下の各表でも同様の処理を行なった。

史料：村西家文書「大坂勘定・小遣改覚」による。

月限りの約束で代金・貸金を受取ることになっていたというので、安政年間初期まではかなり遠方に出向いていたわけである。しかし、安政4年9月にはじまる「売上帳」では、大坂以外の顧客は丹波龜山、京都ぐらいに範囲が限られ、京都の客も村西の大坂の定宿で取引を行なっている場合がみられる。おそらく、この頃から大坂に販売の焦点をしづらようになつたのであろう。

幕末から明治10年代にかけては、布は長浜・川並・矢守・栗田・高宮など江州各地から買入れ、それを晒職人に渡して仕上げ加工を行なわせている。尾州では、起(おこし)村の米屋茂兵衛から仕入れているが、明治4年8月から始まる「大坂勘定・小遣改覚」によると、年間5,500両前後を買入れている（第1表参照）。なお、明治14～19年の布・尾濃産結城織物の仕入・販売状況をみると、布よりは結城織物の方が多い。近世後期に生産がさかんとなる尾濃の織物に仕入の焦点を移しつつあることがわかる（第2表参照）。

この時期、当主茂左衛門は弟の寅吉（明治23年和兵衛と改名）と協力して経営にあたつた。年次不明であるが、明治14年に始まる「旅方勘定帳」以前のものと

思われる〈史料2〉の文書によると、営業資本金は5,000円で、資本金には年6%の利子をつけ、また買入反数ごとの積金や、利益に対する積金を差引いたあとの残額を7対3の割合で本家、新宅（寅吉）に分配したらしい。

第2表 村西商店 仕入・販売高
(明治14～19年)

		明治14年	15	16	17	18	19
布	仕入高	9,825	6,015	6,526	5,817	3,218	1,911
	利子	589	361	326	290	128	76
	計	10,415	6,376	6,853	6,108	3,347	1,988
	販売高	10,207	6,380	6,106	3,382	1,798	2,031
	有物	844	271	631	1,791	863	157
	計	11,055	6,651	6,738	5,173	2,662	2,188
結城織物	差引	640	275	-115	-935	-685	200
	仕入高	20,375	16,000	12,629	8,383	7,003	7,863
	販売高	20,128	13,153	11,102	6,649	5,402	6,821
	有物	598	2,457	1,107	1,573	1,115	1,141
	計	20,727	15,610	12,209	8,223	6,518	7,963
	差引	351	-390	-420	-160	-485	100

史料：村西家文書「旅方勘定帳」による。

<史料 2>

本家之商業ニ舍弟協力スルニ付
熟議之上規約左之如シ

第壹条 (ママ)

第一条 一商業一切之権利義務ハ都テ本家之責任ト定ム

第二条 一此規約書ハ満五ヶ年トシ、満期協議之上延期スル事アルヘシ

第三条 一営業資本金ハ五千円ト相定、本家ヨリ支出シ、年六朱ノ利子ヲ本家ニ納シム、但シ営業之拡張ニ拠、資本金ヲ増加スル事アルヘシ、此場合ニ至テハ時期相当利子附加ス

第四条 一物品買入壱反毎ニ各壱錢ヲ付加シ、是ヲ本家保存積立トシ、商業積金ニ加算セス

第五条 一物品買入壱反毎ニ各三厘ツヽ積金トナシ、左ノ目的ニ準備ス

第一 非常災害ニ罹タル時之ヲ補フ

第二 雇人手当

第六条 一第四条第五条積立金ハ本家ノ付属タルヘシ (この条全文抹消)

第六条 一営業勘定ハ壱年壱回トシ、所得金者左之如ク名称ス

第一 売上惣額ヨリ買入惣額ヲ引去、残額ヲ利益金ト称ス

第二 前項利益金惣額ヨリ資本金利子・営業ニ係ル一切雜費ヲ引去リ、残額ヲ純益金ト称ス

第七条 一此純益金惣額ヨリ少クモ十分ノーハ左ノ目的ヲ以テ定例積立金ト為スヘシ

第一 資本金損失ヲ補フ

第二 第十二条之割賦金最低之割合ニ及サル時之ヲ補フ

第八条 一第十壱条ニ定ムル最高割賦金ニ超過スル時ハ、第七条之各項ノ目的ヲ以別段積金トナスヘシ

第九条 一第七条第八条積金ヨリ生スル利益ハ、商業惣益ニ加算スヘシ

第十条 一第五条第七条第八条積金ハ、満期之節第十一条之比例ヲ以割賦スル者トス

第十二条 一純益之内ヨリ第七条積金ヲ引去リ、残額ヲ左ノ比例ヲ以テ割賦ス

第一 十分七 本家 但壱ヶ年最低式百三十五円*

所得最高 三百五十円 **

*満サル時ハ積金ヨリ補フ

**ヲ超過スル時ハ別段積立トス

第二 十分三 新宅 同 最低 百円
最高 百五十円***

***前同段

第十弐条一純益僅少ニシテ最低割賦金ニ満ズシテ積金之補助スルモ尚最低ニ満サル時ハ、新家之分ニ限り特ニ本家保護シテ、最低則チ百円ニ満ル迄之不足金額ヲ補助ス

第十三条一前条基キ新家ハ補助ヲ受タルモ、期限内ニ百五拾円ヲ超過スル事アル時ハ、補助金額ヲ返償セシムヘシ

第十四条一旅行手当トシテ、営業費之内ヨリ壱ヶ年金参拾円ヲ寅吉エ給与ス

第十五条一金件ニ係ル者ハ、通帳ニ記入捺印シテ其金額ヲ証明ス

第十六条一商業勉強ニ拠リ、寅吉割賦金式百円已上トナリタル時ハ其金高割割、又参百円已上トナリタル時ハ其高式割ヲ本家割賦金ノ内ヨリ追加賞与ス

但此場合至ル時ハ、第十二条（第十一条カ）最高制限ヲ改正ス

第十七条一左ノ各項ヲ生シタル時ハ、割賦金ノ幾分又ハ全部ヲ取消事アルヘシ

第一 営業上非常ノ損害ヲ蒙タル時
第二 寅吉過怠ノ為、営業上ニ損害ヲ蒙タル時

第三 寅吉品行不正ナル時

第十八条一寅吉私ニ金品ヲ使用シタル時ハ、多少不論速弁償セシムヘシ

もっとも、松方デフレ期に当たる明治15年から18年までは損失が続き、19年も前年度損金に対する利子や、回収不能の売掛金・貸金等を差引くと利益は全くなしという結果となっている。しかし、営業資本金に対する利子や、布買入積金などを差引いたうえの計算であるから、損金があったとはいへ営業にさしつかえる程のものではなかったであろう。むしろ、この時期村西家は積極的に大阪進出を志したのである。

「旅方勘定帳」の明治16年度の項に、「開店入費」として金100円の支出が記載されているが、この11月に茂左衛門は大阪安土町2丁目に貸家を借り、寄留した届を戸長役場・東警察署に提出しており、明治17年1月22日に木綿太物商として開業した旨を東区長に届出て

第3表 村西大阪支店 販売高

種類	明治24年		25		26		27		28		29		30	
	金額	%	金額	%	金額	%								
布類	5,108	22.3	6,653	24.6	7,297	18.5	8,916	15.1	9,941	12.5	7,279	7.0	7,853	7.6
尾濃物	4,604	20.1	5,092	18.8	5,993	15.2	7,301	12.3	18,610	23.4	19,212	18.3	20,634	20.0
東京織物	4,142	18.1	6,486	24.0	10,441	26.5	14,011	23.7	18,364	23.1	16,451	15.7	16,736	16.2
伊勢崎	3,565	15.6	3,754	13.9	6,442	16.3	10,145	17.1	7,280	9.1	12,778	12.2	11,981	11.6
久留米	1,720	7.5	1,968	7.3	3,898	9.9	5,395	9.1	7,044	8.8	16,217	15.5	9,572	9.3
金中裏地	1,448	6.3	1,167	4.3	2,458	6.2	3,176	5.4	5,659	7.1	6,828	6.5	6,069	5.9
中形・浴衣	967	4.2			2,412	6.1	5,445	9.2	8,508	10.7	12,942	12.4	13,497	13.1
白絹	426	1.9	69	0.3	12	0.0	426	0.7					163	0.2
更紗	301	1.3	278	1.0	88	0.2	899	1.5	1,713	2.2	2,026	1.9	4,154	4.0
観光朱子博多	300	1.3	563	2.1	147	0.4			196	0.2			346	0.3
近江物産	190	0.8	540	2.0										
糸織・モロ糸	131	0.6					3,004	5.1	2,326	2.9	5,374	5.1	6,493	6.3
上州			253	0.9										
本結城			151	0.6	59	0.1	189	0.3			325	0.3	1,334	1.3
綿結城			98	0.4	179	0.5	246	0.4	7	0.0				
小斐							4	0.0						
裏風呂											3,729	3.6	3,193	3.1
黒花呂											1,524	1.5		
色絞り											39	0.0	857	0.8
計	22,908	100.0	27,077	100.0	39,431	100.0	59,162	100.0	79,655	100.0	104,730	100.0	103,147	100.0

史料：明治24年は「営業計算一覧」、明治25～33年は各年の「物品出納簿」による。

第4表 村西大阪支店 地方別仕入金額
(明治38年)

地方	仕入金額(円)	%
東京	62,972	49.0
尾州	35,020	27.2
西国	16,771	13.0
関東	8,628	6.7
畿内	5,296	4.1
計	128,688	100.0

史料：明治38年「貸借勘定簿」による。

第5表 村西大阪支店 仕入・販売高(明治34年)

地方	仕入金額(円)	販売金額(円)
東京	26,446	23,773
関東	18,826	54,176
尾州中央付近	29,881	22,136
久留米	16,730	10,519
計	91,885	110,606
大阪(布)	749	

注：仕入ではこの外に本店での布買入分がある。

史料：明治34年「(資産・負債高調)」による。

いる。また、何人かの奉公人を雇入れ、茂左衛門・寅吉がもっぱら江州・尾濃で仕入に当たる間、大阪での販売を担当させている。この時期にはもはや行商は行なわず、大阪市内及び関西・北陸各地の織物商への卸販売が中心であった。明治16年に始まる「得意先住所記」には、大阪市内の商人、兵庫、播磨国姫路、讃岐国丸亀・高松、越後国長岡・中条町、佐渡国相川・新穂など各所の商人名がみられる。西国の中心である大阪に進出することにより、大阪市内のみならず四国や北陸にも商圏を拡げたわけであるが、当時の勘定帳類

(明治24~33年)

31		32		33	
金額	%	金額	%	金額	%
6,043	6.4	11,699	11.2	10,583	9.0
13,059	13.9	21,010	20.0	24,751	21.0
14,717	15.7	17,092	16.3	20,218	17.2
12,135	12.9	13,768	13.1	14,392	12.2
16,300	17.3	10,893	10.4	18,136	15.4
5,876	6.3	8,463	8.1	9,887	8.4
8,630	9.2	7,742	7.4	10,662	9.1
224	0.2			290	0.2
4,326	4.6	2,716	2.6	2,996	2.5
1,805	1.9	951	0.9	502	0.4
5,509	5.9	4,963	4.7	912	0.8
1,295	1.4	748	0.7	387	0.3
2,568	2.7	3,620	3.5	3,752	3.2
1,187	1.3				
320	0.3	152	0.1		
		988	0.9		
				300	0.3
94,001	100.0	104,811	100.0	117,773	100.0

では仕入のための出張の記載はあっても、販売のため出かけた記事がないので、おそらく各地の商人からの注文に応じて荷物を送り出すという形をとったものであろう。

明治18年10月に、村西茂左衛門は14日限りで木綿太物卸売を廃業する旨の届書を東区長に提出し、その営業に対する地方税鑑札を返納した。ただし、諸帳簿をみると、この時点でとくに営業内容に関して変化がみられない。行政上そのような措置が必要であったのかもしれない。むしろ、村西大阪支店は、明治20年代に入ると商品仕入の手を東京・関東に伸ばし、営業の幅を広げるのである。明治22年8月に始まる「東京仕入帳」、明治24年の「東国買入帳」の存在や、「旅方指引帳」で明治22年11月3日から24日までの間に、12円50銭が「主人東京行商内ニ係ル雜用かし」として支出に記載されていることから、おそらく明治22年頃から東京を中心とする東国仕入が始まったとみてよからう。「東京仕入帳」による仕入先は、日本橋の商人たちであり、芳賀吉之助・渡辺弥吉・中嶋政治郎・坂本作治郎・京屋庄七・向山小平治・石川吉兵衛・西彦

兵衛・川村正兵衛・田辺正助・丸山嘉兵衛といった顔触れで、小林吟次郎（丁吟）や桐生に本店のある佐羽吉右衛門東京支店とも取引している。このなかには旧来からの大店呉服問屋や木綿問屋は含まれていない。これは仕入れる商品が二子縞や木綿更紗、前掛・半天地など、近世後期・幕末期にいわゆる抜け売という形で、特權的な問屋層の手を経ずに全国市場に登場した武州木綿が中心であったためであろう。なお、東京以外では、上州桐生の書上文左衛門、伊勢崎の羽尾勘七、下総結城の鈴木新平・奥沢庄平の名が、明治24年の「東国買入帳」にみられる。

明治24~33年にかけて、商品別の取扱い高の変化をみるために作成したのが第3表である。明治24年には最高の金額を示す近江産中心の布類は、25年をピークに年々比重が低下していく。尾濃物は一時比率が下がるが、30年代にはまた上昇している。東京織物は比率では26年が最高で、以降は低下するが金額としてはほぼ安定している。少し後年であるが明治38年の「貸借勘定簿」で、各地問屋から仕入れた商品種類をみると（第7表参照）、東京の問屋からは縞物以外に中形・金巾・甲斐絹・セル・更紗など各種織物を仕入れており、尾州では結城・黒八丈などとともに、大きな問屋では東京と同じような種類の物を買付けている。各地織物産地間の交流や商品研究が進むにつれ、生産地からの買付けではなく、集散地問屋で仕入れる方向に進み、東京や名古屋で各種織物を入手するようになっていくのである。第4表に示した明治38年の地方別仕入金額では、東京が最高で約仕入の半分を占め、尾州がこれに次ぐ。一方、第5表に示す通り、30年代の販売先は大

第6表 村西大阪支店 資産・負債高
(明治33, 34年)

(円)

		明治33年	34
資	売	掛	20,910
	在庫	庫	23,104
	貸金	金	6,118
	現金	金	3,033
	計		53,167
負	品代	借	6,767
	借金		5,593
	諸方	引	1,528
	計		13,889
	差	引	39,277
			41,496

史料：明治34年「(資産・負債高調)」による。

第7表 村西大阪支店 仕入織物種類（明治38年）

地方	店名	種類
東京	田辺正助	縞 白縞 夏縞 双子絣 朝日縮 縞甲斐綱 褐地甲斐綱 久留米 冬瓦斯
	須閻準平	縞 白縞 豊臣縞 納戸縞 冬正日絣 隅田絣 双子 結城
	下村忠兵衛	縞 白縞 絣 江戸縮 双子 セル 糸入夜具
	山本清次郎	縞 白縞 双子 褐地 瓦斯 風呂敷
	滝兵右衛門東京支店	縞 白縞 双子 瓦斯 セル
	梅原助次郎	白縞 大絣 甲斐綱 双子
	坂口兵助	双子縞 瓦斯筋物
	秋場三松	結城縞
	岡田正次郎	中形 金巾 久留米縞
	中村合名会社	中形 金巾 更紗
	坊野宗兵衛	中形 金巾
	前田兼七	中形 金巾
	根本栄次郎	中形 金巾
	西彦兵衛	中形 黒絣
	宮守庄八	中形 更紗
	門田久左衛門	中形
	小林大助	中形
	中村清吉	中形
尾州	田中善兵衛	縞 白縞 絓 赤星絣 村雨絣 敷島絣 結城 大島結城 真砂 小塩上布 米沢 秩父 銘仙 大キシボ 黒八丈 小麻 夜具
	野田国太郎	結城縞 黒八丈 紺無地 新網兵児 風通兵児
	愛知物産組	朝日紬 黒八丈 夜具
	伊藤重平	白縞 銘仙 博多銘仙
	国島武起支店	明石縞 大島絣
	愛知織物合資会社	絣 琉球絣
	伊藤源吉	結城
	寛善三郎	結城
	白木海藏	結城
	加藤平四郎	秩父
畿内	中村金作	石持 金巾 瓦斯モス
	村田菊次郎	白絣 更紗 兵児
	石川松太郎	絣 黒絣 黒八丈
	樋口六左衛門	七々子石持 紋付
	稻本唯七	久留米縞絣
	平松武兵衛	根古や
	泉伊太郎	木綿縞
	瀬尾喜二郎	紺無地
	高坂惣七	片麻
	加地源一郎	黒絣
	野々口重太郎	明石
	野口安左衛門	帶
	可長甚三郎	晒
	阿部支店	布
関東	結城産織物合資会社 二国商店	縞 結城縞 新糸
西国	国武合名会社 木村庄平 松井儀平	縞 絣縞 瓦斯縞 国栄縞 絣着尺 見切絣 縞絣 赤松縞 絓 絣着尺 縞絣 絣

史料：明治38年「貸借勘定簿」による。

第8表 村西大阪支店 貸金・借金内訳

明治33年 貸金内訳		明治34年 貸金内訳	
円 300	九里庄次郎家敷金として預ケ金	円 300	九里敷金預ケ
10	大阪尾濃同盟会信認金として預金	10	大阪尾濃同盟会保証金預ケ
11	大阪太物商組合 同	11	大阪太物商同盟会保証金預ケ
890	日本勧業銀行債券	990	日本勧業銀行債券
207	大坂貯蓄銀行 貯金 預ケ金	572	大坂貯蓄銀行 貯金 預ケ金
90	七拾八銀行 同	2,350	七拾八銀行 当座預ケ金
18	大塚区裁所 戸塚差押 保証金預ケ	11	東京七十八銀行 当座預ケ利息
7	武田貞之助 戸塚之件ニ付預ケ	5,050	芝田惣兵衛元利貸
41	井上茂吉貸	36	井上茂吉貸
50	三井為三貸	50	三井 山田為貸
4	本庄村平貸	3,500	大谷派 本願寺貸
331	足立文助貸	331	足立文助貸
600	牧野照三郎貸	612	牧野照三郎貸
650	奥本久七 品代前金貸	179	飯田新七約手貸 無利子
1,400	沢為造約手貸	800	沢為造約手貸
290	飯田国助 約手貸	491	飯田国助約手貸
1,158	和兵衛貸	647	和兵衛貸
60	店員貸越	122	手当貸越
6,118	計	16,064	計
借金内訳		借金内訳	
円 120	小林正太郎	1,000	牧野友
235	電話譲渡之報酬金預り	193	電話譲渡報酬金
5	珠玖清六預り	200	手当預り
10	野村新太郎品代置金預り	1,393	計
5,050	七拾八銀行当座借		
173	手当金預り		
5,593	計		

史料：明治34年「(資産・負債調)」による。

阪が7割を占め、その他の地域は和歌山・山陽・四国方面と西国地域に限られている。すなわち、明治20年以降、大阪織物問屋としての村西商店は、東京・名古屋という織物集散地からの仕入を行ない、大阪及びその以西に卸売をする問屋として成長していったのである。これは同時に、紡績糸を原料として内国市場向けに展開した関東の木綿織布生産の成長と、それを背景にした東京の新興織物問屋の発展と結びつく動きでもあった。

明治30年代の資産・負債（大阪支店）の動向をみると、資産の大部分は売掛・在庫であるが、仕入先からの品代借、七拾八銀行からの当座借もそれ程大きな金額ではなく、経営は安定しているようにみえる（第6表、第8表参照）。なお、明治34年の仕入・販売の地方別金額は第5表にみられるようなものであり、仕入ではこの外に本店からの布仕入があるらしいが、販売高からみてそう大きな金額であったとは思えない。本店

では、布買入とともに旧来の如く布の仕上加工を晒職人に行なわせているが、それらの業務を拡大することなく、支店から入る資本金利子や積金等は多く債券・株券投資に回しているようである。大阪での貸金・借金内訳は第8表に示した通り、営業に関係したものが多いため、34年の本願寺への貸金はどのような背景があったものかわからない。

村西大阪支店のその後の動向及び、これまで概要として述べてきた経営のより細かな分析については、他の機会に譲りたいが、今のところ営業内容に関するものは明治30年代までに集中しており、それ以後については新たな史料発掘に待たねばならないようと思われる。

この稿をなすにあたり、滋賀大学経済学部付属史料館からは多大の便宜を与えられた。記して感謝の言葉としたい。